

## 2020年11月度留学生説明会 学内諸規定について

本学では、授業や学生生活に関連する多くの規定（ルール）があり、入学時にお渡しする学生便覧で説明しています。ここでは主に国際交流支援室が関係している事項などについて補足説明します。

### 1. 学納金について

- ・前期は4月20日、後期は9月20日までに納入してください。**期限までに納入できない場合は**、庶務課に相談し、**延納手続き**をしてください。手続きがない場合は除籍となります。

### 2. 諸証明書の発行

- ・在学証明書など**諸証明書の発行**を依頼するには、「証明書下付願」に**記入・押印**し、手数料を添え取扱窓口へ提出。証明書を受取る際は、領収書兼引換券を提示してください。
- ・受取時刻は、11時までに申込んだ場合同日14時以降の受取、11時以降に申込んだ場合翌日11時以降の受取となります。窓口対応時刻は、AM8:40~11:15 および PM12:00~16:20 です。
- ・**通学定期券は、通学住所の最寄りの駅または停留所から本学最寄りの駅または停留所までの区間に限り購入できます。**学生課で「通学証明書交付願」を記入・提出してください。

### 3. 成績に関する指導

- ・本学では学期毎に全履修科目の単位当たりの成績の平均値（GPA）を算出し成績を評価しています。
- ・**GPAが2学期連続して1.00未満の場合**、学生部長及び教務部長が、**勧告・指導・助言**を行い、**3学期連続して1.00未満の場合**（累積GPAが1.00以上の場合を除き）、学生部長及び教務部長が**退学を勧告**します。

### 4. 長期欠席について

- ・留学生は「教育を受ける活動」を行わなければ日本に在留できません。管理強化のため、**長期欠席者**（授業に1か月以上出席していない学生）に関し、**文部科学省への月毎の報告**が義務付けられています。
- ・長期欠席が続くと学則第37条に基づく**懲戒**の対象となるだけでなく、**3か月以上続くと在留資格を失う**こととなります（入管法第22条の4）。

### 5. 定期試験での不正行為について

- ・試験中に不正行為を行った者は、**当該学期の全受験科目の評点が0**となり、学則第41条に基づき懲戒となります。不正行為とは下記のような行為をいいます。
  - ◆参照を許可されていない書籍、ノート、その他の物件を試験中に参照すること。
  - ◆机、身体、所持品、用紙、書籍等に、回答に役立つ可能性のある文字・記号を記載し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
  - ◆他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させること。
  - ◆試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人が自己の

答案を見ている状態をさらに放置すること。

- ◆試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、回答に役立つ情報を伝えること又はそのような行為を共謀し、助勢し、要求し、もしくは加担すること。
- ◆科目担当者又は試験監督官が警告したにもかかわらず、その指示に従わないこと。
- ◆その他健全な大学人としての常識に照らし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。

## 6. 自動車・バイクでの通学

- ・本学では自動車及びバイクでの通学を認めています。自動車に乗るときはシートベルトを、バイクに乗る時はヘルメットを着けなければなりません。交通ルールを厳守してください。
- ・事故を起こした場合の、相手や自分のけがの治療代や車両の補償により、学生生活に支障をきたさないため、必ず**自賠償保険（強制保険）と自動車保険（自賠償保険）**に加入してください。
- ・本学では、自動車・バイクでの通学者には、「車両通学許可証」の取得を義務付けています。「車両通学許可申請書」を学生課で受け取り必要事項を記入の上、上記保険証と合わせ学生課に提出してください。発行手数料は500円で、年度毎に申請しなければなりません。
- ・学生駐車場のみに駐車し、自動車は「車両通学許可証」をダッシュボードの上に置き、バイクは見える場所に張り付けてください。

## 7. 大学への報告について

- ・**在留期限を更新**した場合は、更新後1週間以内に在留カードを持参し**国際交流支援室に来てください**。国際交流支援室では在留期限などの管理を行っており、在留カードのコピーを保管します。
- ・**住所や電話番号などを変更**した場合は、国際交流支援室で**「住所等変更届」**を記入・提出してください。
- ・**一時帰国**する場合は、事前に**「帰国（旅行）届」とEチケットのコピー**を国際交流支援室に提出してください。また在留期限を確認し、家賃や水道・ガス・電気料などの支払いを済ませてください。
- ・**アルバイト**を始めた、または変更した場合は、関連情報を**ホームページから入力・送信**してください。  
「在学生の方」>「学生生活について」>アルバイトについて>パスワード認証（k11spwg0）  
（ケイイチイェスビークラブルグゼロ）>アルバイト先情報入力>入力内容確認>送信
- ・病気など、やむおえない理由で**授業を欠席**する場合は**「欠席届」**を学生課へ提出してください。事後提出の場合は**1週間以内**に提出してください。診断書などの**欠席理由の証明資料**を添付してください。

## 8. その他

### (1) 自転車保険について

2020年10月1日から、福岡県では**自転車保険への加入が義務化**されました。自転車を利用する人は、必ず自転車保険に加入してください。

詳しくは <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bicycle-insurance.html>

